豊川市斎場会館

指定管理者公募要領

令和７年６月

豊川市産業環境部環境課

目　　次

１　指定管理者制度導入及び公募の目的　・・・・・３
２　施設の概要　・・・・・３
（１）豊川市斎場会館について　・・・・・３
（２）施設の概要　・・・・・４
３　指定管理者の指定期間　・・・・・４
４　指定管理者の指定　・・・・・４
５　協定に関する事項　・・・・・５
（１）協定の締結　・・・・・５
（２）協定の締結時期　・・・・・５
（３）主な協定内容　・・・・・５
（４）協定書解釈に疑義が生じた場合の措置　・・・・・５
６　管理の基準及び業務の範囲　・・・・・５
（１）管理の基準　・・・・・５
（２）業務の範囲　・・・・・５
（３）変更の協議　・・・・・５
７　経費に関する事項　・・・・・６
（１）基本方針　・・・・・６
（２）収支状況　・・・・・６
（３）指定管理者の収入として見込まれるもの　・・・・・６
（４）管理運営経費について　・・・・・８
（５）指定管理料の精算について　・・・・・９
（６）支払時期及び方法について　・・・・・９
（７）管理口座　・・・・・９
（８）特定公契約に伴う手続き等について　・・・・・９
８　応募資格　・・・・・１０
（１）基本事項　・・・・・１０
（２）欠格事項　・・・・・１０
９　申請等手続きについて　・・・・・１１
（１）スケジュール　・・・・１１
（２）公募要領等の配付　・・・・１２
（３）公募（現場）説明会　・・・・１２
（４）質問について　・・・・１３
（５）応募に係る提出書類等　・・・・１４
（６）応募にあたっての留意点　・・・・１６
10　選定方法及び選定基準　・・・・１７
（１）選定方法　・・・・１７
（２）作業部会による審査　・・・・１７
（３）選定委員会の設置　・・・・１８
（４）選定基準並びに予定審査項目及び配点　・・・・１８
（５）選定審査及び候補者の選定　・・・・１９
（６）選定のスケジュール　・・・・１９
11　公募に係る公表について　・・・・２０
（１）応募状況の公表　・・・・２０
（２）選定結果の公表　・・・・２０
12　その他　・・・・２０
（１）事業の継続が困難となった場合の措置　・・・・２０
（２）課税に関する留意事項　・・・・２０
（３）リスク分担に対する指針について　・・・・２１
（４）次期以降のインセンティブの付与について　・・・・２２
13　参考資料　・・・・２２
14　窓口　・・・・２２

１　指定管理者制度導入及び公募の目的

公の施設における「指定管理者制度」は、平成１５年６月１３日に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の一部改正により創設され、平成１５年９月２日から施行されています。

この制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

豊川市（以下「市」という。）では、当該施設の管理運営について効果的かつ効率的に実施するために、指定管理者制度を適用することとし、本公募要領のとおり指定管理者を公募するものです。次期指定管理者には、より一層のサービスの向上と経費削減を期待するものです。

２　施設の概要

（１）豊川市斎場会館について

豊川市斎場会館は、市民の公衆衛生の向上その他公共の福祉の増進を図ることを目的として昭和５４年に設置されました。以後、施設の老朽化が進んだため、民間活力の導入によるＰＦＩ方式の事業手法（平成１６年度から１７年度までの２年間で設計・建設、平成１８年度から令和７年度末まで運営）により運営を行っております。

この施設の特徴としては、火葬をはじめ、通夜、告別式及び初七日などの一連の葬送行為を行うことができる総合施設となります。

本施設は、平成１８年４月から指定管理者制度での管理運営を行っていますが、令和８年３月３１日に指定期間が満了します。

（２）施設の概要

	項目	内容
１	名称	豊川市斎場会館　※愛称　「永遠の森」
２	所在地	豊川市御津町豊沢引釣８０番地１
３	施設規模	敷 地 面 積：２５，８８１.００㎡ 延 床 面 積：　３，５０７.９７㎡　２階建
４	施設構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造２階建
５	開館年月	平成１８年４月
６	改修等	平成１６年６月　着工 平成１８年３月　竣工
７	利用時間	午前９時～午後５時３０分
８	休業日	１月１日及び友引日
９	主な施設内容	（火葬ゾーン） 人体炉８基、汚物炉１基、動物炉１基、 告別室２室、収骨室２室、霊安室１室 （待合ゾーン） 待合室６室、待合ホール、キッズルーム （式場ゾーン） 式場、遺族控室、宗教関係者控室、 ロッカーコーナー その他施設 事務室、会議室、葬祭業者控室２箇所、 自販機コーナー、霊きゅう車４台、 駐車場１００台

３　指定管理者の指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

４　指定管理者の指定

令和７年１２月議会で議決を経た後､市長が指定管理者として指定します。

５　協定に関する事項

（１）協定の締結

市は、指定終了後、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本協定と令和８年度に係る年度協定を締結します。

なお、年度協定については、毎年度協議を行い締結します。

（２）協定の締結時期

ア　基本協定については、令和８年３月中旬を予定しています。

イ　年度協定については、令和８年４月１日付けとなります。

（３）主な協定内容

①　事業計画書に関する事項

②　使用料又は利用料金に関する事項

③　市が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項

④　事業報告に関する事項

⑤　指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項

⑥　当該公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項

⑦　前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

（４）協定書解釈に疑義が生じた場合の措置

指定管理者は、協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

６　管理の基準及び業務の範囲

（１）管理の基準

別紙「豊川市斎場会館　指定管理仕様書」のとおりです。

（２）業務の範囲

別紙「豊川市斎場会館　指定管理仕様書」のとおりです。

（３）変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理の基準及び業務の範囲について、指定管理者から市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議の上変更する場合があります。

７　経費に関する事項

（１）基本方針

指定管理者は、この制度の趣旨に沿い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るために、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の削減に努める必要があります。

（２）収支状況

ＰＦＩ事業で総契約金額を均等に支払うため、参考として過去２年間における支払額を記載します。委託料分は運営費、賃借料分は建設費を２０年間で均等にして支払っているものです。毎年、物価変動などの影響で見直しをしています。

支出額

①令和５年度　１６７，３８３，８７６円（委託料分）
　　１０６，５６７，１１２円（賃借料分）

②令和６年度　１６８，０４３，２３０円（委託料分）
　　１０６，５６７，１１２円（賃借料分）

（３）指定管理者の収入として見込まれるもの

ア　指定管理料

指定管理者は、市が支払う指定管理料で管理運営を行います。ただし、豊川市斎場会館条例（平成２１年豊川市条例第４７号）第１２条に規定する使用料については市の収入となります。

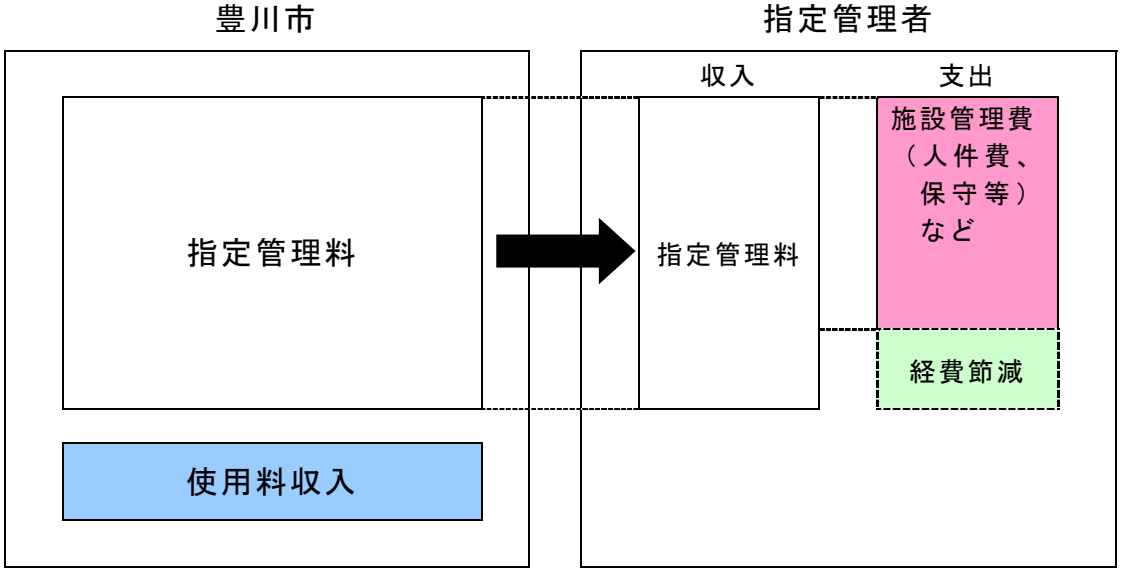

（使用料）

区　分		単　位	使用料	
			市内居住者	市外居住者
火葬場	12歳以上の者	1体	5,000円	30,000円
	12歳未満の者	1体	3,000円	20,000円
	死産児	1胎	1,500円	10,000円
	生体分離肢体	1件	1,570円	10,500円
	胞衣及び産汚物	1件	840円	2,100円
	愛がん動物	1匹	3,150円	6,300円
霊安室	24時間以内	1体	1,570円	7,350円
	24時間を超える1時間	1体	100円	310円
式　場	全日	1回	52,500円	94,500円
	昼間	1回	21,000円	42,000円
待合室		1回	3,150円	7,350円
霊きゅう車（往路に限る）		1回	3,150円	15,750円

指定管理業務に係る費用は､単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定いたします。

ただし、指定管理料は、２０８，５１７千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えることはありません。

指定管理料として含まれる経費

ａ　人件費

ｂ　物件費（消耗品費、光熱水費、修繕費等）

ｃ　事務費（事務用品等の消耗品費、印刷製本費等）

ｄ　運営費（事業運営費等）

※　指定管理料の算定方法の詳細は、協定で定めます。

イ　自主事業による収入

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自ら飲食・物販事業等の自主事業を行うことにより収入を得ることができます。ただし、自主事業を実施する場合においては、市に対して事業計画書を提出し、事前に承諾を受ける必要があります。

（４）管理運営経費について

管理運営については、別添にあります「経費分担表」に基づき、指定管理者が担う経費については原則として上記収入の中から支払うこととなります。

ア　修繕料について

修繕料とは、一般的には備品の修理、部品の取替え、家屋、火葬設備等の修繕で工事の概念に入らないものをいいます。

通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費及び指定管理者の運営上の事由による場合の経費については、指定管理者の負担とします。

見積金額が１件３０万円未満の修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととし、見積金額が１件３０万円以上の修繕が発生した場合は、市が経費を負担します。

また、資産価値を高め又は耐久性を増すために要する経費及び経年劣化による場合の経費は、市が負担します。例としては次のものが挙げられます。

ａ　建物の避難階段の取り付け、耐震補強、防水加工等物理的に付加した部分に係る費用。

ｂ　用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用。なお、協定における想定を超える修繕が発生した場合は、市と指定管理者は経費負担について協議することとします。

イ　備品の購入について

備品とは、地方自治法第２３９条に規定する物品のうち、性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、かつ保存できる物品で、本市では、購入価格が３万円以上の物品を指します。

見積金額が１件３０万円未満の備品購入については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担とします。

なお、見積金額が１件３０万円以上で、市が必要と認める備品購入については市が経費を負担します。

また、備品の購入にあたっては、あらかじめ市の承認を得ることとします。

（５）指定管理料の精算について

ア　指定管理料には、指定管理者が実施する施設にかかる修繕に要する経費を含んでいます。修繕に使用しなかった額については、年度ごとに精算します。そのため、収入・支出の決算書の提出をしていただきます。

イ　指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、自主事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めませんが、資料の提出を求めることがあります。

一方で、自主事業収入などが減少した場合でも、指定管理料による補填は行いません。

（６）支払時期及び方法について

会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに指定管理料を決定し、支払時期及び方法については別途協定書で定めます。

（７）管理口座

指定管理料及びその他の収入は、法人その他団体（以下「法人等」という。）が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

（８）特定公契約に伴う手続き等について

本件は豊川市公契約条例及び豊川市公契約条例施行規則に規定する特定公契約となるため、以下の手続きが必要となります。

ア　労働環境確認書の提出

労働環境の確認のため、基本協定の締結後７日以内に労働環境確認書を市総務部契約検査課まで提出してください。

イ　労働報酬下限額の設定

本件に従事する労働者に対し、労働報酬下限額以上の賃金その他の労

働報酬を支払わなければなりません。なお、基本協定締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる基本協定内容の変更が行われない場合は、労働報酬下限額が改定された場合でもその適用を受けず、指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用します。ただし、指定期間中に最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給しなければなりません。

また、基本協定締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる協定内容の変更を行う場合は、当年度の労働報酬下限額を支給していただくこととなります。

参考：公募時における労働報酬下限額＝１，０９４円（１時間当たり）

８　応募資格

（１）基本事項

①　指定期間中､安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人等とし、個人での応募は受付けません。

②　公募(現場)説明会(Ｐ１２参照)に参加していること。

③　斎場（火葬場）の受託業務実績が１年以上ある法人等であること。

（２）欠格事項

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等。

②　市から指定管理を取り消され、その取り消しの日から１年を経過しない法人等。

③　市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から６ヶ月を経過しない法人等。

④　税（国税、県税、市税、消費税又は地方消費税）を滞納している法人等。

⑤　法人等の代表者が税を滞納している法人等。

⑥　応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等。

⑦　手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等。

⑧　差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等。

⑨　破産、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次号においても同じ。）がなされた法人等。

⑩　会社更生又は民事再生の手続きについて申立てがなされ、この手続きが終了していない法人等。

⑪　当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から１年を経過しない法人等。

⑫　当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から３ヶ月経過しない法人等。

⑬　当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等。

⑭　次に掲げるものが、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役その他これらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等。

・市選定委員会の委員。

・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する者）。

・市議会議員、市長、副市長及び市の委員会の委員。

⑮　本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しない法人等。

９　申請等手続きについて

（１）スケジュール

と　き	内　容
令和７年６月２７日～７月７日	公募要領の配付期間
令和７年６月２７日	第１回質問書の受付開始

令和７年７月３日	第１回質問書の提出期限
令和７年７月１０日	第１回質問書の回答
令和７年７月７日	公募（現場）説明会参加申込期限
令和７年７月９日	公募（現場）説明会
令和７年７月９日	第２回質問書の受付開始
令和７年７月１６日	第２回質問書の提出期限
令和７年７月２５日	第２回質問書の回答
令和７年７月２５日～７月３１日	提出書類受付期間
令和７年８月上旬～９月中旬	作業部会による資格審査及び選定資料作成
令和７年９月下旬～１０月中旬	選定委員会の審査による指定管理者候補者の決定
令和７年１０月下旬	選定結果の公表
令和７年１０月下旬	指定管理者内定通知交付
令和７年１２月議会	指定管理者の指定議決
令和８年１月～３月	協議
令和８年３月中旬	協定締結
令和８年４月１日	指定管理者による管理運営開始

（２）公募要領等の配付

ア　配付期間

令和７年６月２７日から７月７日まで

（窓口配付の場合、休日は除く。）

イ　配付方法

ａ　窓口で直接配付(市役所開庁日８時３０分から１７時１５分まで)

ｂ　市ホームページからのダウンロード

ウ　配付資料

	配付資料	様式等
ア	公募要領	
イ	施設概要書及び施設平面図	
ウ	仕様書	
エ	指定申請書	様式第１号
オ	事業計画書	様式第５号
カ	収支予算書	様式第６号
キ	質問書	様式第７号
ク	その他申請に係る様式	
ケ	条例（抜粋)、条例管理規則（抜粋)、豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	
コ	説明会参加申込書	

（３）公募（現場）説明会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場状況等について説明会を開催します。なお、応募を行うには、この説明会への出席は必須となります。

ア　説明会への参加方法

令和７年７月７日までに「説明会参加申込書」を環境課までご提出ください。（窓口持参の場合、休日は除く。）

イ　提出方法

ａ　窓口へ直接持参

提出受付時間は、市役所開庁日８時３０分から１７時１５分まで

ｂ　電子メール（E-mail：kankyo@city.toyokawa.lg.jp）

ｃ　郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和７年７月７日必着

ウ　日時　令和７年７月９日　午前１０時から正午までを予定

エ　場所　豊川市斎場会館

オ　その他

ａ　参加人数は、１法人等２名までとします。

ｂ　あらかじめ説明会出席の連絡がない場合は、説明会の参加を断る場合があります。また、説明会の欠席、開始時間までに会場に来ない場合、応募資格を失いますので注意してください。

（４）質問について

ア　第１回質問について

ａ　受付開始日　令和７年６月２７日

ｂ　提出期限　　令和７年７月３日

ｃ　回答（期限）予定日　令和７年７月１０日

ｄ　提出書類　　様式第７号による質問書

ｅ　提出方法

・電子メール（E-mail：kankyo@city.toyokawa.lg.jp）

・郵送提出　郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和７年７月３日必着

イ　質問内容についての留意事項

質問の内容について、次に掲げる事項については受け付けませんので留意してください。

ａ　市職員等のプライバシーに関すること。

b　他の応募団体の応募に関すること。

c　その他回答することが適当でないと市が判断すること。

ウ　その他

a　口頭による質問は受け付けません。

b　質問によっては、回答（期限）予定日前に、ホームページの「令和８年度からの指定管理者の公募について」欄に回答を掲載することがありますので、随時確認してください。

c　全ての質問及び回答は、説明会参加法人等全員に電子メールにより送付します。

エ　第２回質問について

a　受付開始日　令和７年７月９日

b　提出期限　　令和７年７月１６日

c　回答（期限）予定日　令和７年７月２５日

d　その他の事項については、第１回質問と同様です。

（５）応募に係る提出書類等

ア　提出期間　令和７年７月２５日から７月３１日まで

（窓口持参の場合、休日は除く。）

イ　提出方法

a　窓口へ直接持参

提出受付時間は、市役所開庁日８時３０分から１７時１５分まで

b　郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

令和７年７月３１日必着

ウ　提出書類

（提出書類欄中　◎：必須書類　△：該当法人等のみ）

（提出媒体欄中　〇が紙とデータディスクにある場合、両方提出）

書類番号	提出書類		提出媒体		様式等
			紙	データディスク	
1	◎	指定申請書	〇	〇	様式第１号
2	◎	応募資格を有していることを証する書類	〇	〇	様式第２号（申立書）
3	△	共同事業体構成員表	〇	〇	様式第３号

4	△	委任状	○	○	様式第４号
5	△	証明資料（ＳＰＣの実現性を証明する資料）	○		
6	◎	事業計画書	○	○	様式第５号
7	◎	収支予算書	○	○	様式第６号
8	◎	法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務の状況を明らかにすることができる書類 ・貸借対照表（直近３年分） ・損益計算書（直近３年分） ・収支計算書（直近３年分） ・財産目録	○		写可
9	◎	経営規模等総括表	○	○	様式第８号
10	◎	◆法人 ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・登記簿謄本 ◆法人以外 会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類	○		写可
11	◎	納税証明書 ・法人の納税証明書又は未納がないことの証明(直近１カ年) 法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市民税 ・代表者の納税証明書又は未納がないことの証明(直近１カ年) 市県民税	○		原本
12	◎	印鑑証明書	○		原本
13	◎	指定管理者申請団体　役員名簿	○	○	様式第９号
14	△	業務経歴書	○	○	様式第１０号
15	△	技術者経歴書	○	○	様式第１１号
16	△	特記事項書	○	○	様式第１２号

エ　提出部数　原本１部　写し１０部

オ　提出先

豊川市役所　北庁舎　２階　豊川市産業環境部環境課　環境保全係

カ　その他

ａ　提出書類は、原則としてＡ４版とし、縦型左綴じで応募者名を記入した書類として提出してください。また、インデックスで、書類名を示してください。

なお、提出書類のうち、様式第１号から様式第１２号については同時に「データディスク」を提出してください。

ｂ　提出後に法人名称、所在地その他申請書記載事項に変更を生じた場合は、変更届（任意様式）により、すみやかに市に届出してください。

（６）応募にあたっての留意点

ア　使用する言語及び通貨単位

この公募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

イ　共同事業体による応募

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同事業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体すべての構成員に対して行ったものとみなします。

また、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合は､変更を可能にすることもあります。

ウ　選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募者は選定委員会委員及び関係市職員と本件についての接触（公募説明会、ヒアリング、公募に関する質問等正当な行為は除く。）を禁じます。接触事実が認められた場合は候補者予定者から除くことがあります。

エ　同一施設に係る重複応募等の禁止

一つの法人等が同一施設について複数の応募をすることはできません。また、一つの法人等が複数の共同事業体に加わることもできないこととします。

オ　著しく信義に反する行為があった応募については無効とします。

カ　応募に関する費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

キ　提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ク　提出書類の取扱い

ａ　提出された書類は、返却しません。

ｂ　提出された書類の情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示します。

ｃ　市が必要と認めるときは、提出された書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ｄ　提出された書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後における内容変更及び追加提出は認めません。ただし、市が必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。

ケ　特許権等

申請に当たって、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている方法、製品その他の権利物件を使用した結果生じた一切の責任は申請団体が負うものとします。

コ　虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

サ　応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式第１３号）を提出してください。

シ　応募に係る情報について

応募のための説明会、現地見学会等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

10　選定方法及び選定基準

（１）選定方法

指定管理者の候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき総合的に評価する公募型総合評価方式を採用し、候補者を決定します。

（２）作業部会による審査

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」第７条に基づく「作業部会」

を設置し、応募資格審査、基礎審査及び事前審査を実施します。

（３）選定委員会の設置

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき豊川市指定管理者選定委員会を設置し､選定基準に基づく審査及び候補者の選定を実施します。

（４）選定基準並びに予定審査項目及び配点

ア　事業の遂行能力に関する事項

団体の基礎的な能力や安定性について判断します。

予定審査項目	配点
火葬業務、類似施設の受託実績について	５点
安定的な管理運営を行う体制について	５点

イ　運営業務に関する事項

運営の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。

予定審査項目	配点
運営の実施方法について	１０点
人員体制について	５点
トラブルへの対応について	２点
故人への尊厳、遺族への接し方について	２点
地元への配慮について	２点
霊きゅう車運行業務について	２点
火葬（炉室）業務について	２点
業務従事者（全体）について	２点
個人情報の保護及び適正な管理について	２点
マニュアルの整備について	２点
アイデア・創意工夫について	２点
緊急時、災害時の対応について	２点

ウ　施設維持管理に関する事項

施設維持管理の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。

予定審査項目	配点
建築物保守管理業務について	４点
建築設備保守管理業務について	４点
清掃、衛生管理業務について	４点
植栽、外構維持管理業務について	４点
警備業務について	４点

エ　火葬炉運営保守管理に関する事項

火葬炉運営保守管理の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。

予定審査項目	配点
火葬炉（炉室）運営保守管理業務について	１０点

オ　価格審査

入札金額を得点化して判断します。

予定審査項目	配点
価格審査点	２５点

（５）選定審査及び候補者の選定

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容について、選定委員会で書類審査を行います。

提案内容の審査については、審査項目ごとに５段階評価を行い、審査項目の配点に５段階評価に対する率を乗じて得られた点数の合計値を総合評価値とし、総合評価値が満点の半分（１００点の場合５０点）以上の得点を得た応募者を候補者として選定し、総合評価値が最も高い候補者を第一候補者として選定します。

（６）選定のスケジュール

次のとおり指定管理者の候補者を決定します。

※　日時、選定方法等については後日正式に決定します。

ア　作業部会による審査

ａ　審査予定期間　　令和７年８月上旬から９月中旬

ｂ　選外決定通知日　令和７年９月中旬

※　選外決定通知は対象者のみ通知します。

イ　選定委員会による審査

ａ　開催日　　令和７年９月下旬から１０月中旬（予定）

ｂ　審査方法　選定委員会を開催し、ヒアリング審査を行います。

ｃ　選定内容

選定基準に基づく評価点の合計により、指定管理者の候補者を決定します。

ｄ　選定結果の通知

・通知日　令和７年１０月下旬（予定）

・審査対象者全員に、選定結果を郵送します。

11　公募に係る公表について

（１）応募状況の公表

受付期間中は、一切行いません。受付締切後は、必要に応じて応募団体数等を公表します。

（２）選定結果の公表

審査結果と第一候補者についての団体名、住所等を公表します。第二候補者以下の団体名等については、団体名、住所等を伏せて公表します。

ただし、審査結果の情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき団体名、住所等についても開示します。

12　その他

（１）事業の継続が困難となった場合の措置

ア　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ　当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

（２）課税に関する留意事項

公の施設を事務所とし、従業員を配置していただきますので、法人市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があります。詳細につきましては市役所市民税課及び資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

（３）リスク分担に対する指針について

市が想定する主なリスク分担の指針は以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その指針を示したものです。

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	本事業に直接関係する法令の変更	○	
	本事業に関係せず指定管理者に影響する法令の変更		○
税制の変更	施設の管理運営に関係する法令の変更	○	
	施設の管理運営に関係せず指定管理者に影響する法令の変更		○
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
	天候による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
計画変更 運営費上昇	市による事業内容の変更等	○	
	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（指定管理料を減額する場合がある。）	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による利用者への損害（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○

	上記以外の場合	○	
第三者等への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○
	上記以外の場合	○	

（４）次期以降のインセンティブの付与について

指定期間を通じた評価の結果は、当該評価を受けた指定管理者が次期の指定管理者の選定の際に審査の対象となる場合には、当該評価の結果を審査に反映させることができるものとします。

13　参考資料

応募にあたり、参考となる資料についてはホームページで公開いたしますのでご活用ください。

14　窓口

豊川市産業環境部環境課　環境保全係
〒442－8601　豊川市諏訪１丁目１番地
℡　0533－89－2141　Fax　0533－89－2197
E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp
担当者　宮本